

事後審査型制限付き一般競争入札（郵便入札）

制限付き一般競争入札を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告します。

令和7年9月4日

佐世保市水道事業及び下水道事業
管理者 中島 勝利

1 入札に付する事項

- | | | |
|----------|---------------------------|--------------|
| (1) 業務名 | 光月町ほか下水道管路施設調査業務委託 | |
| (2) 業務場所 | 佐世保市 光月町ほか | |
| (3) 契約期間 | 契約締結日 から 令和8年1月28日 まで | |
| (4) 業務概要 | 管路施設調査工 L = 1, 898 m | |
| | 下水道本管調査工（φ250～φ1000 mm） | L = 1, 898 m |
| | 下水道マンホール調査工 | 41箇所 |
| | 下水道取付管調査工（φ150 mm以下） | 68箇所 |
| (5) 審査方式 | 事後審査型 | |

2 入札参加条件及び資格に関する事項

- (1) 次に掲げる資格要件すべてを満たしていること。
- ① 令和7年度建設工事入札参加資格者名簿の「**水道土木**」登録がある者。
 - ② 佐世保市内に本店を有する者。
 - ③ **佐世保市下水道排水設備指定工事店**の指定を受けている者。
 - ④ 洗浄車、吸引車及びTVカメラ車及び管路施設調査業務に必要な機械を自ら所有、又は自ら調達できる者（リース、業務提携可）。
 - ⑤ 「産業廃棄物処分業務委託契約書（下水道汚泥）」において指定する中間処分の場所（佐賀県武雄市北方町大字志久 1476-1）まで、下水道汚泥を収集運搬する資格を有する者。
 - ⑥ 地方共同法人日本下水道事業団の下水道管理技術（管路施設）の資格を有する技術者に加え、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した技術者を雇用しており、業務現場に配置できる者。
なお、配置する技術者は、当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（制限付き一般競争入札参加資格申請書提出日を含め連続して3箇月以上の雇用関係にあること。）である者とする。
 - ⑦ 佐世保市の市税・国民健康保険税、消費税及び地方消費税の滞納がない者。
 - ⑧ 入札参加資格申請の提出期限の日及び入札期日以前6箇月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していない者。
 - ⑨ 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、佐世保市建設工事入札参加資格審査申請書を再度提出し、受理された者を除く。）
- (2) 次の事項に該当する者は、入札に参加できない。
- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。

- ② 本市の指名停止期間中及び指名除外期間中の者。
- ③ 下請代金等の未払い業者等に対する入札参加規制に関する事務処理要領に基づく入札参加規制の措置を受けている者。
- ④ 系列関係がある会社同士が、本業務の入札に参加することはできない。（いずれか1社のみの入札参加を認めるものとする。）
- ⑤ 次の各項目に該当する者。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

3 契約条項等の閲覧

佐世保市水道局契約規程（昭和39年水道局規程第7号）、佐世保市財務規則（昭和44年規則第9号）、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱、佐世保市業務委託の予定価格及び最低制限価格の決定等に係る事務処理要綱及び指名停止措置等に係る契約締結基準は、佐世保市役所ホームページ又は佐世保市水道局財務課（3階）において閲覧することができる。

4 最低制限価格

最低制限価格：無

5 入札保証金

佐世保市財務規則第169条第3号の規定により免除する。

6 契約保証金等

契約の締結にあたっては、契約総額（消費税及び地方消費税を含む。）の10%以上の契約保証金の納付が必要です。ただし、下記の(1)、(2)のいずれかの要件を満たす場合は、契約保証金を免除します。

契約保証金の納付は、落札日の翌日から起算して5日以内（佐世保市の休日を定める条例（平成2年条例第22号）第1条第1項各号に規定する市の休日を含まない）に契約保証金を納付したことを証明する資料（納付済の銀行印がある納付書）の提出、契約保証金の免除については、落札日の翌日から起算して5日以内（佐世保市の休日を定める条例（平成2年条例第22号）第1条第1項各号に規定する市の休日を含まない）に下記(1)または(2)の要件を証明する資料（過去の契約実績又は履行保証保険証書等）の提出を行うことを必須とします。これら資料の提出がない場合は、契約要件を満たさないものとして契約を締結しません。

(1) 実績による免除の場合

実績による契約保証金の免除は、次の要件すべてを満たすことが必要です。

- ・ 過去2箇年の間（長期継続契約は、佐世保市長期継続契約を締結することができる契約の事務に関する要綱別表1に定める期間、債務負担行為に基づく複数年契約は、実

績となる契約に設定した債務負担行為の期間）に地方公共団体、独立行政法人又は国（公社及び公団を含む。）と種類及び規模（（規模については、長期継続契約における履行済期間を含む。）を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。（いくつかの契約を合計して同額以上となるものは認められません。）

- ・上記履行実績を証明する書類（契約書等の写し2件分）を提出できること。

(2) 履行保証保険への加入による場合

履行保証保険による契約保証金の免除は、次の要件すべてを満たすことが必要です。

- ・保険金の受取人を**佐世保市水道事業及び下水道事業管理者**とすること。
- ・保険金が、契約総額（消費税及び地方消費税を含む。）の10%以上であること。
- ・保険証書の原本を**佐世保市水道局**へ提出すること。

※履行保証保険は民間の損害保険ですので、加入方法等については損害保険会社へ直接問い合わせてください。

7 入札参加申請

当該業務の入札に参加しようとする者は、「**入札参加意思確認通知書**」を電子メールに添付のうえ、申請期間内に申請を行わなければならない。

提出先 佐世保市水道局財務課調達係
メールアドレス suizai@city.sasebo.lg.jp

メールのタイトルは「**入札参加申請 光月町ほか下水道管路施設調査業務委託**」とし、メール本文に**会社名、電話番号及び担当者名**を記載すること。

申請期間 **令和7年9月4日（木）から令和7年9月10日（水）正午まで**
（土日祝日を除く。）
午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

8 縦覧設計図書の公開

縦覧設計図書については、佐世保市役所ホームページの「佐世保市からの調達情報掲示板一覧」からダウンロードすること。

入札参加希望者にのみ解除用のパスワードを交付するので、入札参加を希望する者は、巻末に記載の問い合わせ先に、送付先等を連絡し、パスワードの交付を受けること。

9 入札の方法等

- (1) 本案件は**郵便入札**にて行う。
- (2) **入札参加意思確認通知書**を提出した者でなければ、入札に参加することができない。
- (3) 入札書の首標金額欄には、仕様書に基づき算出した総額の110分の100に相当する額（消費税及び地方消費税を除いた額）を記入すること。
- (4) 入札書は、1回につき1者1通に限る。
- (5) 入札回数は、**2回**までとする。

1回目の入札で、予定価格に達せず落札者が決定しない場合は、2回目の入札を行う。

2回目の入札の手順については、別途通知する。

- (6) 入札の執行にあたり、入札立会人を1者、指名する。指名については、9月17日16時までに連絡する。

【入札立会人に関する注意事項】

- ・印鑑を持参のこと。
- ・開札場所に開札10分前に集まること。

- (7) 入札立会人以外で立会いを希望する場合は、9月17日正午までに担当者へ連絡し、許可

を受けること。なお、立会いは1者につき2名までとする。

(8) 悪天候（大雨・大雪・台風接近）等により、入札を延期する場合がある。この場合は、担当課から通知を行う。

(9) 入札書の送付は**一般書留又は簡易書留**とし、それら以外での送付は無効とする。また、指定日時までに佐世保市水道局が指定した郵便局に未到達であった場合も同様に無効とする。

(10) 郵便入札の封筒は長型3号封筒を用い、**郵便入札送付用封筒記載要領**のとおり記載すること。

(11) 入札書は令和7年9月12日（金）以降に発送し、開札日の1日前（令和7年9月18日（木））までに、佐世保市水道局が指定した郵便局に到達するよう送付すること。

※一般書留（簡易書留）は、こちらから指定した郵便局の窓口等で直接送付した場合であっても、郵便局内の事務手続きにより即日到達とはならない場合があるので、事前に郵便局に確認し送付すること。

【郵便入札送付用封筒記載要領】

入札書の送付は、**一般書留又は簡易書留のみ**とします。

一般書留又は簡易書留以外での送付は無効・失格となります。

封筒表面

親展	
日本郵便(株) 佐世保木場田郵便局 留	入札書
佐世保市水道事業及び下水道事業管理者 宛 (佐世保市水道局 財務課 行)	
開札日: 令和7年9月19日	
業務名称: 光月町ほか下水道管路施設調査業務委託	

封筒裏面

差出人	住所
	会社名

10 開札の日時及び場所

令和7年9月19日（金） 午前10時00分 佐世保市八幡町4－8 佐世保市水道局

なお、本入札は事後審査型であるため、落札候補者の資格審査をする間は、落札決定を保留する。

11 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札（開札）日前日までに、水道局財務課に辞退届を提出すること。（普通郵便、窓口提出可）

12 入札書の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

13 落札候補者の決定

落札者は、本市水道局の予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。また、落札候補となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにて落札者を決定する。

同額により、くじになった場合は、次の要領にて決定するで、同額となった場合に備え、あらかじめ入札書の「くじ番号」欄に「000」～「999」までの任意の3桁の数値を記入しておくこと。なお、次の要領は、すべて佐世保市水道局にて行う。

ア 同額となった入札書の受付日時順に「0」から順に番号を付番する。

イ 同額の入札書に記載してある「くじ番号」の数値を合計する。

ウ 上記数値を同額となった入札書の数で割り、余りの数値を算出する。

エ 「付番数値」が「余りの数値」と合致する業者を落札者とする。

※くじ引きに移行した場合で、同額となる入札書に数値を記入していなかった場合は、「0（ゼロ）」を記入したものとみなす。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

14 入札の無効

(1) 佐世保市財務規則第170条に該当する入札は無効とする。

(2) 入札参加申請者が次のいずれかに該当するときは入札に参加できない。また、既に入札書が提出された場合、その入札は無効とする。

① この公告に定める資格要件のいずれかを満たさないとき。

② 制限付き一般競争入札参加申請書等について虚偽の記載をしたとき。

(3) 上記(1)～(2)までに該当し、入札が無効となった者は、再度の入札には参加できない。

15 落札候補者の入札参加資格の審査

(1) 落札候補者の通知

開札の結果、落札候補者が決定した場合は、口頭でその旨通知する。

(2) 審査資料の提出

落札候補者は、次の書類を下記提出先に電子メール、FAX又は持参により提出しなければならない。なお、提出期限までに書類の提出がないときは、入札参加資格がないものとみなす。

① 入札参加資格審査申請書（事後審査型）（本市指定様式）

② 特殊車両等保有（調達）調書《様式1》（本市指定様式）

③ 配置予定技術者名簿《様式2》（本市指定様式）

④ 税務署が発行する「消費税及び地方消費税の納税証明書（その3様式）」（発行から3箇月以内で、写し可）

- ⑤ 佐世保市が発行する「滞納のない証明書」(発行から3箇月以内で、写し可)

提出先 佐世保市水道局 財務課

電話 0956-25-9661

FAX 0956-25-9685

メールアドレス suizai@city.sasebo.lg.jp

提出期限 **令和7年9月24日(水) 正午まで**

ただし、受付時間は、その間の開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで
(正午から午後1時までは除く。)とする。

※ 入札回数が2回以上となった場合は、提出期限を延伸するため、別途通知する。

(3) 入札参加資格の審査

落札候補者からの書類の提出後、速やかに資格審査を行う。審査の結果、入札参加資格要件を満たしていない場合において、他に落札候補者となり得る者があるときは、その者を落札候補者とし、新たに審査資料の提出期限を定め、入札参加資格の審査を行う。

なお、落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合は、指名停止の対象とする。

16 落札者の周知方法

落札決定後、入札結果を公表する。

17 契約の締結

契約の締結は、佐世保市水道局契約規程、佐世保市財務規則、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱等の関係法令規則及び要綱等の基準による。

なお、落札決定後に契約の相手方となるべき者が、契約締結の日までに佐世保市から指名停止、指名除外又は入札参加規制の措置を受けた場合は、当該契約を締結しない。

18 その他の事項

- (1) この入札に関し、違法となる不正行為及び社会的不信を招くような不誠実な行為は絶対行わないこと。
- (2) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。

19 問い合わせ先

佐世保市水道局 財務課 調達係

電話 0956-25-9661

FAX 0956-25-9685

メールアドレス suizai@city.sasebo.lg.jp

※質問は指定様式を用いて、電子メールで行うこと。

ただし、質問の期限は、令和7年9月10日(水)正午までとする。

なお、回答は、佐世保市ホームページの当公告書掲載場所に掲載する。

以 上